

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007-1447  
編集責任者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価150円(年間購読料式千円)  
1976年1月25日発行  
第7巻 第1号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 8 No. 1

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



## 1976年を迎えて

Message for the New Year 1976

所長 西村 光夫

President Teruo Nishimura

新年お目出度うございます。早いもので当研究所が発足してから今年は10年目になります。また日瑞基金の方も数え年7歳を迎えました。さてこの間われわれにどれだけのことが出来たろうかと考えてみますと、毎年申すことにはなりますが、当初以来のあれもしたい、こうもやりたいと望んできたところと較べますと遺憾ながら非常に不十分だったと言わざるを得ません。

しかしそれは専ら財政的な不如意に主な原因があったように思われます。財政的にも少し潤沢であったなら、もっともっと実りある活動ができただろうと、その点残念に思われますし、今後ともその拡充には力を入れたいと考えます。

しかし幸いなことにわが国内においても、スウェーデン内においても、わが研究所と基金に対する理解は大いに進んできており、それに応じての成果も着実に積重ねられてきたと申して決して過言ではないと思われ、その点は心強く思っております。地道ながらここまで歩んできたことについては、所員たちの奉仕的な努力はもちろんでありますが、すべて内外各層の皆様の理解ある御力添えに依って始めて可能だったのであります。新年に当って先ずもって心よりの感謝を申し上げます。

日瑞間の知識の交流と親善の進展とは、われわれの発足以来の目的であります。幸いこの点最近大いに進歩の跡があるように思われます。そのことはスウェーデン側では昨年駐日大使の更迭が

ありましたが、ウーデバル新大使も、アルムクビスト元大使、ヘクシャー前大使と同じく、御就任早々から非常な親しさをもって、われわれの活動に協力して下さっていること、年を追ってスウェーデンの名士や研究者たちの来訪者の数が増加していること等によく現われていると思います。昨年主な来訪者としては、教育学専門のヨツテボリ大学のウルバン・ダーレフ教授や Swedish Institute のヒルデマン文化担当理事方があげられるが、夫々情報交換により相互理解の向上に資したほか、ときには京都、鎌倉等への案内を行うなど両国親善にも成果があったと信じます。

今年は200年前に日本の植物を西欧に紹介したツンベリー先生の記念祭が日本でも行われ、われわれもその行事に参加しますが、それも楽しいことの一つとなると思います。そのほか今年も前年に引続いて研究出版、講演会、語学講習、視察団派遣、基金からの研究員派遣等を行うことはもちろん、新たな企画もいろいろ加えたいと思っております。皆様の一層の御後援を祈って止まない次第であります。

### No. 1 目次

- 1976年を迎えて……………西村 光夫… 1  
ツンベリー-江戸入来200年祭について  
……………高須 裕三… 2  
医療問題研究シリーズ(7)  
精神病患者の入院に関するスウェーデン  
国の法律(下)……………藤岡小太郎… 4  
遊び場所作りによる都市生活の改造  
……………荒井 洌(訳)… 9

# ツェンベリー江戸入来200年祭について

The Bicentennial of Thunberg's Coming in Edo-City

常務理事 高 須 裕 三

Managing Director, Prof. Yuzo Takasu

当研究所の主要目的の一つが、日本とスウェーデンとの間の文化交流の促進にあることは改めていうまでもないが、それに呼応して、日本—スウェーデン文化交流史の調査・研究・記録への努力も怠ってはならない大切な一線である。

## (1) 日瑞文化交流200年—ツェンベリー記念

スウェーデンの植物学者でもあり医師でもあった Carl Peter Thunberg (1743~1828) が、鎖国時代の日本にはるばる来て長崎の出島に着いたのが1775年8月14日であった。翌年、出島のオランダ商館長フェイト (A. W. Feith) の江戸参府に医師として随行し、4月27日から5月25日までの約ひと月を江戸に滞在した。そして10代将軍家治 (在位1760~1786) に謁見した日が5月18日であった。

この江戸滞在の一か月が、Thunbergによるスウェーデン—日本文化交流史の山場となる。すなわち、その前年、彼の長崎到着以来、彼の博識ぶりを人づてに聞いていた江戸の医者や学者の数人のグループは、彼の江戸到着を待ちわびていた。オランダ商館長一行は、本石町三丁目 (現在、中央区室町四丁目) の長崎屋に宿をとっていたので、幕府は5人の医者と2人の天文学者に特別に Thunberg を訪ねて質問する許可を与えた。(あとから小浜藩の医師中川淳庵も許可された。)

2人の天文学者の質問は、日蝕・月蝕を中心とするものであったが、Thunberg も、天文学の専門家ではなく、質疑応答の土台となるべき西洋の本も手許がなく、通訳たちも天文の術語に不案内で、この分野での知識の吸収はあまり多くはなかった。

医学の面では、5人の幕医のうちの最年少23歳の桂川甫周と38歳の小浜藩侍医中川淳庵とは、かなりオランダ語に通じており、ほとんど連日のように長崎屋を訪ねてきて、物理学、植物学、医学などについて質問した。(ちなみに、中川淳庵が杉田玄白、前野良沢とともに訳業に励んだ「解体新書」が出版されたのは、この年の2年まえの1774年である。)

この二人による連日の質問は、Thunberg にとっては、それだけ日本視察の時間を取られることでもあり、また身体的にも疲れを感じることであったろうが、Thunberg によれば、

「このふたりは、学問を熱愛する上に、世の人のためにならうとする熱望があり、またちょっと外には見られない従順な性質をもっている。私は、ふたりが外の人には欠けている重要な知識をもっていることを知ったので、いよいよ親切にこのふたりのよい心掛けを助けてやった」(山田珠樹訳「ツェンベルグ日本紀行」駿南社1928年刊より)

ことに Thunberg は若い甫周を愛したようである。彼によれば、甫周は、将軍家下賜の葵の紋服を着て、頭脳も性格も優秀で、しかも「愛想がよく陽気な性質」で、彼の気持ちにぴったりの青年であった、という。

これに呼応して、甫周も Thunberg を絶賛して、つぎのような述懐を残している。

「突印白爾弧は雪際亜国人(スウェーデン国人)、安永中(安永5年)和蘭貢使に従い東都に来る。最も方術(医学)に長じ、兼ねて多識の学(本草学、博物学)に通ず。余、親しく西人前後三四十人を見るに、未だ嘗て博洽精研(ひろく、くわしく、研究する)彼の如き者あらず。」

Thunberg は、江戸を去るに際して、この甫周と淳庵の二人に、この者は医学を Thunberg より修得したという旨の証明書を与え、彼がパリやアムステルダムで買ってきた貴重な外科用の器具を残していった。

他方、この甫周と淳庵とは、日本産の植物や花や鉱物や薬品を Thunberg の手許に届けることでせめてもの恩返しをした。Thunberg は、それらを保存し、あるいは自ら持帰り、あるいは船で長崎に送り、そこから更にバタビヤないしはオランダ(アムステルダム植物園)に船で送った。日本の医師は、植物その他の日本産のもの日本の名を教え、Thunberg はそのラテン名(学名)とオランダ名とを教えた。

この一か月の江戸滞在のあと、彼は、大坂に立ち寄り、6月25日長崎に帰り、12月3日バタビヤに向け出帆し、翌77年7月ジャバを出発、途中セイロンのコロンボで採集し、78年4月27日ケープタウンに到り、10月1日オランダに着いた。12月14日にはロンドンを訪ね、翌79年1月30日イギリスに別れて、オランダを経て、5月14日懐しい故国スウェーデンに帰った。ときに35歳、9年にわたる長い研究の旅路であった。

その2年後1781の年には Uppsala 大学の員外教授となり、83年には正教授となった。翌1784年には待望の「日本植物誌 Flora Japonica」が出版され、日本の植物812種が記載され、新属26、新種390が紹介されたという。

## (2) 今年の記念行事——それへの期待と意義

このようにして、スウェーデンと日本との文化交流史の本論第一章に書かれるべき人の名は Thunberg であることは疑問の余地がない。そして、その交流の山場が1776年5月の江戸滞在の時期であり、その時期の象徴として選ぶべき日は、彼が将軍に謁見した5月18日とするのも異論のないところであろう。

その年から数えて今年が200年に当るので、本年5月18日を中心に、Thunbergの先駆者としての偉業を回顧し、スウェーデン—日本の文化交流の意義を考え、近代植物学や近代自然誌の原点に立ち帰り、現代の学問や文化を創造しゆく方向についての貴重な示唆をそこから汲み取るべき記念の催しが開催される筈になっている。そしてこれに関係深い学問分野の権威者数氏がスウェーデンより来日し、日本側もそれに呼応して、今年ふたたび両国文化の協同の成果が期待されることになっている、と私どもは聞いている。

スウェーデンの学問や文化に関心の浅からぬ読者諸賢とともに、その記念の催しの成功を祈ってやまない次第である。

顧みれば Thunberg 来日の1770年代は、世界史がその「近代化」に向かって大きく旋回、離陸した時期である。紡織機などの発明があってイギリスの産業革命がスタートしたと見られるのが1760年代であり、アメリカが「近代的」理念を掲げて「独立」を宣言したのが、ちょうど同じく1776年であり、フランス大革命の年は、1789年である。つまり、「近代」を代表する三大先進国が、それぞれ産みの苦しみの中であつたのが今か

ら200年まえの頃であつた。

その頃、日本は、経済や政治の面では、鎖国や封建体制の古い殻にまだ閉ぢ込められていたけれども、文化の面では少数のエリートの胸中には、近代科学の黎明が射し込んでいたと見るべきであろう。

この文中でも既に触れたことであるが、蘭学の医者杉田玄白、中川淳庵、前野良沢が江戸骨ヶ原の刑場で解剖を見、「ターヘル・アナトミア」の翻訳を直ちに始めたのが1771年のことである。醜いものでもありのままに真実を見ろという客観的精神は、近代科学の基本線であるゆえに、この医学の先駆者たちの仕事は、日本近代化への精神的旋回の偉業であつたのである。そしてそのあと5年で Thunberg が江戸に来たときに、日本のエリートの中に彼のもたらした科学を受け入れる素地がすでにできていたことは、日本にとってはもとより、Thunberg にとっても、さらにはスウェーデンにとっても幸せなことであつた。

いま、世界の先進諸国は、近代の末期に際会して、その危機のもたらす諸々の脅威に悩まされ、ことに自然を破壊する「公害」に直面して、その文明のあり方に深刻な反省を迫られている。「自然」との融和が説かれること頻りであるが、ここで植物学の原精神に帰って Thunberg を顧みることの意義はけつして少なくないであろう。

参考文献：木村陽二郎著「日本自然誌の成立」  
中央公論社。1800円

中西 啓著「長崎のオランダ医たち」岩波新書。230円

ことに木村教授の著書には巻末に詳しい和洋文献表と年表も載っていて Thunberg 関係の必読文献である。  
(終)



# 医療問題研究シリーズ (7)

Medicine in Sweden

## 精神病患者の入院に関するスウェーデン国の法律 (下)

Mentalsjukvård

Särskilda bestämmelser för psykiatrisk vård

癌研究所 蕨岡小太郎

Kotaro Warabioka

### 訴えその他

#### 第21章

もし医師が下記の決定をした場合には、この法律に基づいてなされた医師の決定に対して訴訟を起す事が出来る。すなわち、

誰かを病院に入院させた場合又は第9章第2項によって患者を引続きずつと入院させておく事を決めた場合

全面的にせよ、部分的にせよ承認を得ずして病院の管轄区域外に自分一人で泊る許可を求めたのをそのままにしておくとか、又はその許可を取り消した場合

入院登録取消又は試験的な入院登録取消の申請を拒否した場合

試験的入院登録取消と関連して患者に特別な命令を守る様に命令した場合とか、または患者を監督下に置く場合

または試験的に入院登録取消をした患者を再入院させた場合。

そのほかにはこの法律による医師の決定に対しては訴訟を起す事に許されない。

訴訟は入院登録取消審議会への訴えによって行われる。

#### 第22章

下記の様な審議会の決定に対しては入院登録取消審議会の決定に対する訴訟を起す事が出来る。

入院決定又は第9章第2項による決定に対する訴えが退けられたとき。

入院登録取消又は試験的入院登録取消に対する申請が拒絶されるか、その様な申請の拒絶に関する医師の決定に対する訴えが退けられたとき、

または試験的入院登録取消と関連して患者に特別な命令を守る事を命じるか、または監督下に置くか、またはその様な問題に於ける医師の決定についての訴えが全面的に又は部分的に承認されないままになっている場合

その他入院登録取消審議会の決定に対する訴訟は第26章に該当する事例についてのみ行い事が出来る。

訴訟は精神医学審議会への訴えによって行われる。

#### 第23章

精神医学審議会の決定に対する訴訟は行われてはならない。

#### 第24章

第21章又は第22章による訴訟は第18章により入院登録取消を申請する権限を有する者によって行われなければならない。訴訟を行う時期については制限はない。第21章による訴訟の審査に関しては第18章第3項に相当する規則が適用される。

訴えは入院登録取消審議会あてになされなければならない。

#### 第25章

一番最後の会議で決定が出なかった場合に上級医師の付託が保留され、しかもその後三日以内に付託が要求されている場合には、上級医師の要求により入院登録取消審議会の決定は精神医学審議会の審査に付託されなければならない。

#### 第26章

第32章による代理人を拒否した入院登録取消審議会の決定又は第33章第3項に該当する報酬に関する決定に対する訴訟は訴えによって精神医学審議会に行われる。

訴えは入院登録取消審議会に提出されねばならぬ。

### 第27章

この法律によって報ぜられる決定は直接的に指針として役に立つ。第25章による保留がなされた場合には、患者自身が病院の管轄区域外に泊る許可を得たり、又は入院登録を取消されたり、または試験的に入院登録が取消されたりする入院登録取消審議会の決定は、その決定が確定して始めて実施される。

## 審議会

1) (審議会に関する命令は1966年10月28日付勅令566号と567号によって公布され、精神医学審議会に関する命令は更に1968年4月26日152号によって変更された)。

### 第28章

入院登録取消審議会は現役の裁判官たるべき又は裁判官たる法律に経験深い議長と精神医学に特に精通している医師一人と学識経験者一人から成る。

精神医学審議会は現役の裁判官であり、またはであった法律に経験深い議長と精神医学に特に精通している二人の医師と二人の学識経験者とかから成る。

入院登録取消審議会又は精神医学審議会の委員には一人又は複数の代理人がつく。委員に関する規則は代理人にもあてはまる。

### 第29章

入院登録取消審議会及び精神医学審議会の委員は任期を一期最高4年として国王によって任命される。

委員は就任する前に裁判官宣誓を行うか又は訴訟手続き第4条第11章による宣誓を行わなければならない。

精神病入院看護施設に勤務している医師は自分が勤務している病院の患者に関する業務に委員として従事してはならない。委員忌避については、そのほか、裁判官忌避についての訴訟手続き第4条の規則があてはまる。

### 第30章

もし特別な理由が無い限り入院登録取消審議会の会議には上級医師と患者が出席していなければならない。患者以外の別人によって訴訟がなされた場合には、もし特別な理由が別の原因となつて

いるのでなければ、訴訟を起した人は出席する機会が与えられる。

患者不在で処理される問題は審議会の委員が結論を出す前に患者についての個人的知識を得る事なしには決定されてはならない。

もし患者が試験的に入院登録が取消されるとすれば、もし少なくとも委員の一人がその様な知識を持っていれば、その問題を決定してもよい。

### 第31章

もし問題の性質がそれを必要とするならば、精神医学審議会の問題には口頭による審議が含まれる。その際規則には第30章第1項に相当する適用事項が必要とされる。

### 第32章

入院登録取消審議会又は精神医学審議会の問題では訴訟を起す者は代理人を利用する権利がある。もし代理人が有能でなかったり、無分別であったり、又は別の理由で不適任であったりした場合には、審議会はその人を拒否すべきである。

### 第33章

入院登録取消審議会又は精神医学審議会の問題では重要な情報を提供出来ると思われる人から事情を聴取するための聴問会を設ける事が出来る。

もし特別な理由が無い限り、聴問会には患者は出席していなければならない。

聴問会によばれる人の報酬については証人に対する公費による報酬に関する規則が準用される。報酬に関しては財務局がその掌に当るものとする。

### 第34章

入院登録取消審議会又は精神医学審議会は審議会委員全員が出席しているときのみ問題を決定する事が出来る。

控訴院における投票に関する訴訟手続第29章の規則は入院登録取消審議会又は精神医学審議会の決定に適用される。

入院についての決定又は第9章第2項による決定に対する訴えを却下し、また入院登録取消申請が拒否されるか、またはその様な申請拒否の決定に対する訴えが却下されるという事が、もし入院登録取消審議会の決定に含まれるとするならば、その決定の中には、その決定の基礎となった第1章に述べられた前提が述べられていなければならない。

今ここで述べた事は精神医学審議会の決定に関

しても適用されねばならない。1967年12月15日の法律第948号。

## 特別な規則

### 第35章

警察は次の様な場合に助力しなければならない。

もし診察を受けなければならない者が診察に応じない場合又は医師が自身の安全を守る必要がある場合に第6章第1項によって医療証明書を発行する権限を有する医師の要請があった場合。

この法律によって病院に入院させられるべき者が病院に出頭しないために上級医師から要請があった場合

もし患者が病院から逃げ出したり、又は自分一人で病院管轄区域外に泊れる許可期限が切れるか、又は試験的入院登録取消期間が終わったのに出頭して来なかったり、自分一人で病院管轄区域外に泊る許可が取消されるか試験的入院登録取消中に再入院決定が通知されたのに病院に出頭しない場合に上級医師の要請があった場合

もし特別な理由があれば、上級医師は特定の患者に関して助力を求める事を病院の別の医師に任せてもよい。

### 第36章

この法律によって病院に入院させられた者が病院から逃げ出すのを助けた者は罰金刑又は最高2年の刑が課される。未遂に対しては刑事訴訟法第23条により罰される。

### 第37章

この法律の遵守についての監督とこの法律に基づいて公布される命令の監督は社会庁によって実施される。

### 第38章

この法律の適用に関する詳細な命令は、国王により、または国王の認証の下に、社会庁から公布される。

この法律が1967年1月1日に発効すると同時に1929年9月19日発布の精神病法(321号)は失効する。

国王が別に定める迄は精神薄弱はこの法律の適用に当って精神病と同列に置かれる。しかし精神薄弱は、もし精神薄弱者医療の中で取扱われる方が適当であるのなら、刑事訴訟法第31条第3章

による裁判所の命令に基づいてのみ、この法律による看護の対策が立てられるべきである。

この法律に基づく看護は第1章に該当する以外の別の病院で対策が立てられても良いと命令する権限を国王は持っている。

発効時に医療担当医が上級医師でない場合には病院では、新法律による上級医師の決定は、医療責任者及び実質的看護者の責任の地位にある者たる医師に適用する事が出来る。

1) (精神発育障害者は1968年7月1日以降この項の規則に基づく精神病入院治療病院に入院させられてはならない事が1968年4月26日付勅令(150号)によって国王によって命令されている。しかし、この禁止は試験的入院登録取消後の再入院には適用されない)。

特定症例の精神病入院看護の対策に関する1966年6月16日付法律293号の適用に関する1966年11月18日付勅令585号

## 第1章

特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律に基づく病院への入院に関する申請は入院すべき病院に行われる。

申請書類は申請者自身の署名であるべきであり、また医務庁が定める様式によって起草されたものでなければならない。

医療証明書は医務庁が定める様式によって起草されたものでなければならない。

## 第2章

特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律に基づいて入院させられた患者に関する特別な表を上級医師は作成しなければならない。

さらに上級医師は第1項に該当するところの必要な医学的報告を含んだ患者の病状日誌を監査しなければならない。

- 1) 申請書類と医療証明書又はその写し
- 2) 入院日に関する報告
- 3) 既に言及した法律の第8章と第9章による決定
- 4) 3)に該当する決定に対して患者又は別人が何故訴訟を起したのか、またその様な訴訟が行われた場合の入院登録取消審議会と精神医学審議会の決定に関する報告
- 5) 強制措置に関する報告

- 6) 手紙又はその他の書類の保存に関する報告
- 7) 別の病院への転院に関する報告
- 8) 自分一人で病院管轄区域外に泊るすに関する許可及びそれに関連した特別な命令並びにその様な許可の取消に関する報告
- 9) 試験的入院登録取消及び特別な命令及びそれに関連した監督並びにその様な入院登録取消の下の再入院に関する報告
- 10) 既に言及した法律第16章による入院登録取消報告
- 11) 病院管轄区域外に一人で泊る許可要請又は試験的入院登録取消申請又は10)に該当す入院登録取消の拒否に関する報告
- 12) 患者又は別人の11)に該当する決定、又は病院管轄区域外に一人で泊る事に関する許可についての特別な命令又は監督又は取消に関する決定、又は試験的入院登録取消中の再入院に関する決定に対する訴訟並びにその様な訴訟がなされた場合の入院登録取消審議会及び精神医学審議会の決定に関する報告

第1項に該当する表の形式に関してはMF（医務庁又は1967以降は社会庁により発布された医療に関する法律と通達）1968年90号を参照の事。

### 第3章

病院管轄区域外に一人で泊る許可又は試験的入院登録取消に関連した特別な命令とは滞在地、住所、教育、職業上の地位、賃金又はその他資産の処分権、アルコール性飲料又はその他麻酔剤の使用の禁止、特定の場所又は特定の人を訪問する事の禁止並びに医療又はその他の看護又は処置を受ける義務などを意味している。

事情が変わった時には、命令を伝えた者はそれを変更し、新しい命令を伝える。もし患者が監督下にあれば、監督している者は直に要求されている伝達された命令の変更を行う。変更は命令を伝えた者に直に伝えられるべきである。

### 第4章

特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律の第15章を適用するためには上級医師又は認可された者が患者宛にきた郵便物を受取るべきである。

### 第5章

誰かが法律上有効な判決によって精神病入院看護施設に引渡された時は、医務庁は起訴者又は裁

判所から判決を受けた者自身の状態と犯罪時の主要事情に関する情報を与えるに必要な範囲での判決書類の写しを入手しなければならない。

（医務）庁は患者が看護を受ける病院に写しを渡さなければならない。患者が別の病院に転院させられた場合には、上級医師はその患者が転院させられた病院に写しを渡さなければならない。

### 第6章

デンマーク、フィンランド、アイスランド又はノルウェー以外の国民が特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律に基づいて入院させられた場合には直に外務省に通知されなければならない。ここに述べた事はまた既述の法律の第16章によって入院登録取消がなされた患者又は病院で死亡した患者にもあてはまる。

今ここで述べた事のほかに通知は、特定症例は、イギリスの領事に報告するという役所の責任に関する1952年9月25日付布告644号によって通知されなければならない。（この布告の最近の用語に関しては1968年S F S 161号を見よ。S F S: Svenska för Järjetsmiggsamling スウェーデン国憲法集）

### 第7章

患者の家族又は上級医師によって外国人患者について申し出があった場合には医務庁は、その患者が本国に受け入れられ、そこで満足な看護を受けられると見なされるという前提があれば、その患者を本国に送還する事を決めなければならない。申し出が上級医師によってなされなかった場合には、その意見が聴取されなければならない。特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律の第17章第2項に該当する患者に関しては入院登録取消審議会の意見聴取が行われる。

患者がもし長期にわたりスウェーデンに居住しており、スウェーデンとの関係が深いと見做される場合又はスウェーデンに家族が居る場合には、患者自身の申し出がない限りその患者を本国に送り返してはならない。もし特別な事情から送還を必要とするのでなければ、患者はまた本国に送還されるべきではない。もし患者が政治上の亡命者であると主張すれば、外国人審議会の聴聞の後で外国人委員会がそれに同意した時にだけ患者は本国に送還される。

警察は医務庁から要求があった場合に本国送還を実施するための手伝いをすべきである。

この問題について特別な合意が得られている国の国民の本国送還に当っては、上級医師は要求があれば外務省に患者の病状日誌の写しを渡さなければならない。

## 第 8 章

戦時又は戦争の恐れがある時には軍隊の隊長、少くとも中隊長又はそれに相当する隊長は直接自分の部下でなくとも軍隊に属する者の特定症例の精神病入院看護の対策に関する法律に基づく（精神）病院への入院の申請をしなければならない。

## 第 9 章

戦時又は戦争の恐れがある時には戦争又は戦争の恐れのためにその様な報告のための情報の入手が困難ならば、医療証明書には特定症例の精神病院入院加療の対策に関する法律第15章第2項に該当する報告を含む必要はない。

## 第 10 章

この布告に於いていう上級医師には特別の病気の部門を担当させられている上級医師補もそれに該当する。

## 第 11 章

医務庁は特定症例の精神病院入院看護の対策に関する法律及びこの布告の適用に必要な詳しい命令を告示しなければならない。

ヴェステルヴィークのセーテル病院と北病院の病棟への患者の入退院に関する1967年1月19日付医務庁布告（MF 2号）

医務庁は特定症例の精神病院入院看護の対策に関する法律の適用に関する1966年11月18日付布告（585号）第11章に基づいて、

一部はこの法律に基づいて看護される患者が精神病外来からヴェステルヴィークのセーテル病院又は北病院の病棟の何れかに送られる前、また一

部は上にあげた患者がこれらの病棟の何れかから別の精神病看護施設に送られる前に精神病看護のための主任監督官と協議する事を命令する。

地方自治体の病院に入院させられた精神病患者の登録に関する1968年12月2日付社会庁の通達（MF 90号）

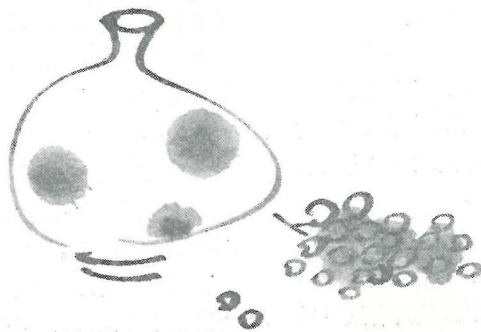
社会庁は1969年1月1日から有効となる統計日誌Cとよばれる精神病入院患者についての新しい登録表を定めた（社会庁、Ⅲ、133）。社会庁は、一部では地方自治体病院及びカロリンスカ病院、大学病院、ルヴィーザ王女小児病院の青少年精神科外来及び精神科外来、また一部では精神科が分れていない地方自治体病院の患者について統計日誌の形式での登録を行う事をここに命令する。

統計日誌は、特定症例その他の精神病院入院看護の対策に関する1966年6月16日付法律 293号の適用についての1966年11月18日付布告第2章と同様に上級医師がこの法律によって入院させられた患者についてつけるべき特別な表をもってしても良い。

統計日誌は特別に出された指示書で明かにされている様に記入しなければならない。統計日誌はソールナ市（郵便番号 17183）の市議会購入センター申告用紙部で入手出来る。

統計日誌に診断名を記入するに当っては社会庁が発行している指示書に従うべきである。

精神病入院患者に関する登録表に関して以前にもあった様に社会庁は統計日誌の或る種の明細事項を統計的に改訂するであろう。公布された使用方法には統計目的のために統計日誌を使う使い方が含まれている。第1項であげた診療所は年報中の附録C（1967年MF 13号）を提出しなくてもよい。





# 遊び場作りによる都市生活の改造

—スウェーデンの現況と今後の方向—

A Better World for Big-city Children to Play in

by E, Michael Salzer

E・ミシャエル・ザルツァー

埼玉県立厚生専門学院 荒井 洌 訳

Kiyoshi Arai

## ● 『遊びの世界』 会議の開催

急速な都市化が進んでいる大都市の周辺や近郊の小都市では、学校における生活指導上の問題の増加、青少年非行の悪質化といった深刻な問題を抱えている。そこで、スウェーデンでは、子どもの生活環境や遊び場について、これまで以上に心が払われるようになって来ている。1974年度には、スウェーデン政府は、1971年に設立された「スウェーデン子どもの遊び協議会」に対し3,000万スウェーデンクローナ（日本円で約21億円）の補助金を出し、自治体や土地所有者が住宅地や学校の校庭、そしてプレイグラウンドなどを、子どもたちにとってより快適な遊びの場にすることができるよう援助したのである。また、1974年の夏にはイエンチェーピンにおいて『遊びの世界』 会議が開かれ、建築家、建設業者、玩具製造業者、地方自治体の職員、就学前保育の教師、心理学者、ソーシャルワーカーなど400名以上の人々が集まり、子どもの遊びの世界に関連するいくつかの有意義な問題を討議したのである。

## ● 都市化のなかでの遊び場

都市化の進行に伴って、かつて子どもたちが遊び回っていた自然の本来の遊び場は、文字通り破壊され、失なわれつつある。1930年には、スウェーデンに住む人の2人に1人はいなかで生活していたのが、現在では5人のうち4人までが都市で生活しているのである。『アスファルトの荒野』ともいふべき都市化された環境の中で成長している子どもたちにとっては、かつての人々の田舎での暮し、つまり木々や干し草置き場、家畜といったものとじかに触れるということがなくなってしまったのである。

『遊びの場』 ということが、教育上の論争にお

いて重要な問題となって以来、それはもはや、単になにがしかの魅力でもって子どもたちを街頭から誘い出す、といった程度の問題ではなくなって来ているのである。つまり、これからの遊び場というものは、全面的とまではいかないまでも、いくらかでも失われた自然の環境を子どもたちに補償していくべきなのである。すなわち、動物、花壇、密生した灌木、木登りができる立ち木などがあって、子どもたちが胸をときめかせるような、冒険性に富み、しかも子どもたちが何かを作り出せるような、つまりは子どもたちの夢をかきたてるような場を提供していかなければならないのである。

イエンチェーピンでの『遊びの世界』 会議に参加した者は全員、子どもの知的、情緒的および社会的な発達に遊びに根差している、という考え方で意見の一致をみたのである。乳幼児にとっては、遊び場での生活は就学前保育施設への掛け橋であり、学齢以上の子どもたちにとってのそれは、スウェーデンの新しい教育計画が教育の全課程において実現しようとしている『生活のための学校』に先鞭をつけるものといえるのである。

## ● スウェーデンにおけるプレイグラウンドの現況

現在、スウェーデンの諸都市には、世界のいずれの国よりも多くのプレイグラウンドが作られている。住宅地域においては、平均人口5,000人につき1カ所の割合でプレイグラウンドがある。法律によれば、新しく建設される建築物にはすべて遊び場を持つことが義務づけられ、多くの場合、砂場、ブランコ、すべり台などが備え付けられている。さらに、自治体は公園の中にプレイグラウンドを持っているのである。それらのプレイグラウンドには様々な設備が整えられていると同時に、専門的な教育を受けた職員がその管理に当

ている。ストックホルムにはこのようなプレイグラウンドが156カ所あり（この数字は10年前のその2倍に当る）、そこでは550人の職員が勤務しているのである。これらのプレイグラウンドに要する年間運営費は、2,000万スウェーデンクローナ（日本円で約14億円）である。プレイグラウンドは、イエテボリイには67カ所、ボロスには25カ所、エレプロには24カ所という具合に各都市に作られている。なお、それらのプレイグラウンドには、ジャングルジム、ブランコ、水遊び用プール、水飲み場、卓球台などがあり、多くの場合、子どもたち自身で、遊具や「丸太小屋」を作ったりすることができるように、板、釘などの大工道具も用意されているのである。

### ● 児童福祉としての遊び場

スウェーデンを訪れる外国からの訪問者は、この国の日常生活一般が、他の国々にくらべてはるかに児童の福祉に焦点を合わせて考えられていることを感ずるものである。たとえば、バスには乳母車を利用している母親のための座席が設けられており、運転士は彼女らが乗車するのを助けなければならないことになっている。スウェーデン国有鉄道の長距離列車にはすべて乳幼児のための「子ども室」が設けられており、そこには洗濯室、ミルクなどを暖める設備、乳幼児用ベッドとして使用できるように改造された網棚などが備えつけられている。6歳までの子どもには、「一旅行往復有効」と印刷された「子ども切符」が配布され、無料で旅行をすることができるのである。ホテルやユースホステルには子ども連れのための家族部屋があり、またほとんどのデパート、劇場、博物館などでは、午後になると「保育室」が用意されるのである。

今述べて来たようなことは、子どもたちの住む世界を楽園にしている、といってもよいであろう。しかし、多くのスウェーデンの親、教育者、ソーシャルワーカーたちは、今より以上に多くのなすべきことがあることを感じているのである。とりわけ、新しく建設された郊外の住宅地域、学校の校庭、そして現在大いに論議されているプレイグラウンドについては特に関心が向けられているのである。

### ● 「スウェーデン子どもの遊び協議会」の活動

スウェーデン政府は、青少年の個人的かつ社会的に調和のとれた発達にとって本質的に必要な条件として、社会はより良い遊び場を子どもたちに提供していくべき責任がある、という認識に立って、「スウェーデン子どもの遊び協議会」を設立したのである。

「今一度、私たちはよく考えてみなければならぬと思います。まず、プレイグラウンドはダイナミックな場にならなければなりません。そして、子どもたちには、大人の仲間にはいり、一緒になって自分たちが生活する世界を作り変えていくために活動する機会が与えられなければなりません。」これは、スウェーデン子どもの遊び協議会の会長エバ・インスランダー女史（Eva Insulan-der）がこの会の最も重要な任務について述べた見解である。この協議会は、国会、社会的諸分野の権威者、学校関係、保育所関係、不動産賃借者の組合等を代表する11名から構成されているかなりユニークな団体である。その仕事としては、「関係当局と協力して、子どもたちの権利を保護し、土地所有者には助言を与え、適切な遊具が考案、製作、販売されているかどうか、あるいはまた、両親、教師、地方自治体の職員、建築家といった人々に対して、子どもの遊び場の根本的な重要性について常に啓発がなされているかどうか、遊び場作りの改善のために調査、研究、実験などあらゆる手段によって努力がなされているかどうか、等々について点検を行っている」のである。

「いわゆる「遊び場」という言葉がもはや使われなくなり、そのかわりに「遊びのための環境」あるいは「遊びをする場所」という言葉が使われるようになって来たということは重要なことです」とインスランダー女史は述べている。「従来、多くのプレイグラウンドは固定的、静的なものでした。しかし、子どもたちが自然に恵まれた田園的な環境から、——たとえば、巨大な生活のためのマシーンと化してしまった住宅地に——ますます遠ざけられるに従い、ゲームや遊びのための施設というものが、単に暇つぶし的手段としてだけではなく、子どもたちの想像力や、物を作り出すという建設的な喜びを刺激する役割を担い、また、子どもたちの個人的および社会的な必要性を満たすという意味で、より重要性を持つようになって来たのであります」。

美術や工芸関係の学校を出た若いデザイナーや

心理学者、プレイグラウンドのリーダー、造園家などとの密接な協力の下に、スウェーデン子どもの遊び協議会は、建築に関するパンフレットや説明書を編集したり、子どもたちの遊びの世界をより良いものにしていくための可能性を、明確に、分りやすく描いた展示会を行ったりしたのである。身体上のハンディキャップを持っている人々のためや、子どもたちに適切な玩具やその他の子ども用品を提供するという目的で書かれた、幼稚園、学校の校庭、病院の待合室、小児専門の病院などに設置するさまざまな設備に関する図解による説明書は、スウェーデン以外の国々からも強い関心が寄せられ、それらの設備はまもなく諸外国においても具体化されるようになったのである。

スウェーデン子どもの遊び協議会の本部はストックホルムの中央駅から程近いところにあり、(Tunnelgatan 27, 電話08/23 60 60 内線227, 228)、情報センターとして、調査室、展示室、遊戯室があり、さらにメディア銀行<sup>①</sup>というものが置かれ、そこには諸外国で新たに設置された施設や、実験等に関する報告書など、最新の国際的な情報が蒐集されている。そこには、インスランダー女史と2名の助手が勤務しており、助言を求めに来る両親や子どもたち、就学前保育に従事する教師、建築家、さらに、スウェーデンでは子どもの遊びの世界としてどんなことがなされつつあるのかを知るべくやって来る外国からの多くの訪問客などを迎え入れているのである。

### ●すべての人のための公園作り

イエンチェーピンで開かれた「遊びの世界」会議では、さまざまな提案や研究成果が論議された。その中でも特に関心と呼んだのは、「すべての人のための公園」という提案であった。それは、年齢を問わず老若すべての人のための遊びと余暇のセンターということであり、実際の例としては、マルメの近くの住宅地区であるローゼンゴルドに計画が実施されているものがあげられる。そこでは、プレイグラウンドとして利用されている土地を、子どもと親たちが共に自由な時間を過ごすことができるように改造されることになっている。子どもたちの遊び相手として大人や家畜(山羊、羊、小馬、うさぎ、等々)も考慮され、その上で計画が立てられているのである。サッカー場や動物園、水遊びのためのプールや小さな大工さんたちのためのプレイグラウンド、等々に囲まれた中央部には、「みんなの遊びの家」がある。その中では、絵を書いたり、落書きをしたり、何か物を作ったり、組み立てたり、自転車を修理した

り、おしゃべりをしたり、あるいはそのような遊びの様子をただ眺めたりして過すのである。また、ミニ・ゴルフコースやコーヒー・スタンド、それに小さな売店などもあり、その店では凧の糸、卓球のボール、バトミントンの羽根などを売っているのである。舞台も作られており、そこでは大勢集まってダンスを楽しむこともできる。さらに近くには、遊びのためのいろいろな施設を汚されるのを防ぐために、犬の運動場も作られているのである。一言でいえば、ここは、雑木林や立木や「立入り禁止」の標識のない芝生に囲まれた、その地域に生活しているすべての人々のためのプレイグラウンドなのである。

このような環境は、眼にこそ見えはしないが、人々が肌で感じているもの、すなわち、世代間、社会的諸集団間、そしてスウェーデン人と外国からの移民との間などに存在する壁を打ち破り、さらには、住民の中に地域共同体意識を育むという点で非常にすぐれた場となるのである。

同じような施設は、ストックホルム近郊のイエルヴァに新しく作られた人口30,000人の住宅地域においてもすでに計画されている。また、ストックホルム近郊のスポンガ、イェテボリ近郊のエリクスボロやフロトス、その他の都市近郊においては、学校の校庭やプレイグラウンドに小さな「農場」を作ることによって実にすばらしい成果をあげている。そして、農場に充てられる土地は、さらに拡張されることになっている。山羊、羊、豚などの触れ合いや、草花、大根、人参などを栽培することは、都会の生活において既に失われてしまった田園生活の感覚を甦えらせるのである。

このような方向を推進する上で鍵になることは、「協力」ということである。親と子ども、教師と生徒、土地所有者と借地人、政治家と市民は、一体となって、生活、遊び、学習のための調和のとれた環境を作らねばならないのである。だから、政府の補助金は、このような協力を推し進めるような形で行なわれるべきなのである。地域社会作りや学校の建設を進めている自治体が、それらの環境の改善のために充てる予算については、それと同額の補助金を、現在、政府は支出しているのである。このようにして、地域住民の自らによる改善のための努力は、さらに推進されることになるのである。つまり、政府の持っている基本方針は、強制ではなく、あくまでも奨励なのである。

### ●遊び場への投資は社会的に採算が合う

「われわれは生活環境の改善を進めたり、そのような仕事に携わる人々に魅力を感じさせるというこのために、常に新しい方法を真剣に見つけていかねばならない」とニック・ニルソン氏(Nic Nilsson)は述べている。彼は全国不動産賃借者組合の余暇問題に関するエキスパートである。この組合は、生活環境の作り変えということを目的に、漸次加入した670,000名の組合員を抱える全国的規模の組織である。なお、「いかにわれわれは生活環境を改善することができるか」というテーマのもとに、全国不動産賃借者組合において作られた300の研究サークルは、広く一般に知られるところとなり、多くの地域において精力的な活動を展開しているのである。

「もし、われわれが遊びのための環境作りに対し積極的に支出したならば、——当然のことながらこのような施設に要する費用は決して少いものではないが——われわれは他の部門での多くの支出を節約することができるだろう」とニック・ニルソン氏は確信を持って主張している。フェステロスにある住宅地区で、冬季のリクレーション施設が大きなテントの中に設けられたことがあった。その結果、かってなかったことだが、その冬の間中、家の玄関の壁や、アパートの階段などはきれいなままになっていたのである。ヘルシングボリイでは、新しいプレイグラウンドを建設したことによって、アパートに住む<sup>300</sup>世帯に対してついていた1名の管理人を不要にしてしまったのである。また、カールスタットでは、遊びの施設が最も豊富な住宅地区における窓ガラス、街燈、その他のものの破損に対する支出は、若者のための余暇活動に対する配慮がほとんどなされていない住宅地区にくらべて、わずかに半分にすぎなかったのである。

「建築遊びをするための十分な空間と、子どもたちの意欲をそそるような材料が用意されれば、良からぬことをする原因も時間もなくなってしまうものである」とニック・ニルソン氏は述べている。「結局、罪を犯した青少年のための施設に子どもを収容することは、余暇活動を専門とする教育者を雇うより多くの費用がかかるということが明らかになったのである。そこで、もしわれわれが青少年犯罪を根絶しようと思うならば、子どもたちの遊び場をこそ改善していかなければならないのである。」

#### ●遊び場は地域社会を映す鏡である

スウェーデン子どもの遊び協議会の専門家たちは、子どもたちの創作活動における喜びを助長す

るといことについて特別な関心を寄せている。

彼らの作製した簡潔で分りやすい説明書や図には、子どもの遊びに使われる玩具や遊具類がいかに単純な材料を使って組み立てることができるか、サッカーやアイスホッケーのゴールは古い板きれを使ってどうやって作るか、あるいは、かまどは取り壊した家の煉瓦でいかに作るか、といったことが詳しく書かれている。これを見ることによって、親たちや就学前保育の教師たちは、ぼろきれや糸巻き、紙を巻く軸、古い衣類などを利用して、いかにすばらしい玩具を作ることができるかということについてのヒントを得ることができるのである。専門家たちは、現在、プレイグラウンドにある設備を再点検し、不適切であったり危険な物は取り除いている。玩具製造業者は、新しいアイデアについての助言を受け、また専門家たちの見解に沿って新たな製品を作り出しているのである。

「結局のところ、玩具というものは一種の教材なのであり、遊びというものは教育の一つの形態なのです」とインスランダー女史は述べている。「幼稚園とプレイグラウンドは地域社会を映す鏡といえます。今や、子どもの遊びの世界についてあらゆる角度からの関心が、都市計画担当者、建築家、とりわけ行政部内で高まっているということは、われわれの住む町を、子どもたちにとって真に幸福な場にしていくという意味において、私たちは間違いのない方向を辿っていることを示しているといつてよいでしょう」。

#### 《筆者について》

E・ミシャエル・ザルツァー氏は、1947年以来、ヨーロッパの多くの有力新聞のスキャンディナヴィア特派員として活躍している。彼の専門領域は教育問題であり、アメリカの多くの大学で講義もしている。

付記：訳文中の小見出しは訳者がつけたものである。(荒井)

(Translated From "Current Sweden"  
No. 34 July 1974, Svenska Institutet)